

娼妓の住み替えをめぐる一考察——娼妓の手紙から

人見 佐知子

はじめに

近畿大学中央図書館が所蔵する「金沢遊郭芸娼妓関係文書」は、古書店に出品されていた同史料の購入を筆者が申請し、二〇一八年に同館に所蔵された文書群である。史料名は古書店がつけたものがそのまま採用されており、かならずしも内容を正確に表しているとはいえない。購入後、筆者が史料を整理する過程で判明したのは、この文書群が、小原トヨ（豊、豊子）という金沢市内で芸娼妓紹介業を営んでいた女性のもとに蓄積された史料群だということである⁽¹⁾。内容は、「金沢遊郭」や「芸娼妓関係」というよりも、小原の芸娼妓紹介業にかかわる史料というのが正確である。よって本稿では、これを小原文書と称す。特筆すべきは、小原文書の大半を占めるのが、娼妓・芸妓たちが小原に宛てた手紙だということである。総点数三〇〇点以上にのぼるとみられる。

明治初年の芸娼妓解放令を経て再編された近代公娼制度下で、遊女屋は貸座敷に、遊女は娼妓に改称され、娼妓は貸座敷を借りて「自由意思」で性を売るものとされた。しかし、娼妓たちに廃業の自由はなく、長期間貸座敷に拘束されて性を売らされた。人身売買の代金を意味する身代金は近代的な貸借関係に見せかけるために前借金と言ひ換えられた。前借金は親などの連帯保証人が受け取り、娼妓となった娘が、年期中に貸座敷で性を売った代金から返済するという契約を結ばされた。

一九〇〇年（明治三三）の娼妓取締規則は「自由廃業」を規定したが、前借金は返済しなければならなかったので事実上娼妓に廃業の自由はなかった。前

借金の返済はきわめて困難だったからである。前借金の返済が困難な理由のひとつはその精算方法にあった。たとえば吉原遊廓では、揚代金（性交の代金）のうち娼妓の取り分は四分の一にすぎず、そこから前借金返済やその利子、税金などを支払わなければならなかった「中央職業紹介事務局 一九二六」。くわえて、稼業上の経費や親への仕送りのため、年期中に借金が増える場合がしばしばだった「齊藤 二〇一四」。人身売買というにふさわしい実態がそこにはあった。

娼妓や芸妓（芸娼妓）を貸座敷業者や料理屋に斡旋したのが、芸娼妓紹介業者である。周旋業者、口入れ人、女衞とも称された。人身売買から利益をあげる芸娼妓紹介業を国家が公認していることは、とりわけ第一次世界大戦後、娼妓運動や世界的な女性・児童の取引禁止運動（人身売買禁止運動）の高揚のなかで国際的に大きな問題になった「小野沢 二〇一〇」。しかし、政府は敗戦までこれを禁止しなかった。

芸娼妓紹介業者の小原に宛てた芸娼妓たちの手紙には何が書かれていたのだろうか。じつは、その多くは、住み替えを希望する娼妓や芸妓たちが小原にその斡旋を依頼する内容であった。住み替えとは娼妓や芸妓が稼業する場所（貸座敷・料理屋など）を移動することをいう。「転売」や「鞍替え」とも称された。じつさい、病気があつたり売上げがあがらないなどの理由で業者が抱えの娼妓や芸妓をしばしば転売したことは、社会調査や娼妓運動の史料に多くの指摘がある「中央職業紹介事務局 一九二六、村上 一九六九など」。

他方で、本稿でとりあげる手紙と同様に、住み替え／転売のきっかけに当事者の「意思」や希望があつたことはいくつかの研究が明らかにしている。たとえば、日本人「慰安婦」だった女性たちは、前借金返済の見込みがたないなかで軍が借金を肩代わりしてくれるうえに、戦地では儲かるし、短い期間終了後には間違いなく解放されると聞き、みずから「慰安婦」となることを「選択」した。くわえて、兵隊への好意や「お国のためになる」という意識も彼女たちが「慰安婦」になることを後押しした〔小野沢 二〇一五〕。

しかしながら重要なことは、小野沢あかねが強調するように、なぜ女性たちが「慰安婦」になることを「選択」したのか、一見「自発的」に見える女性たちの「選択」の背景にある「構造」に目を向けることである〔小野沢 二〇一四〕。日本人「慰安婦」の経験に共通するのは、貧困のため幼い頃に親に売られ、前借金に拘束されて廃業の見込みのないままに性売を継続せざるを得ない状況におかれていたことである。業者は、そうした娼妓・芸妓たちの窮状につけこみ、前借金の肩代わりや短い年期、年期終了後の解放といった条件を提示して「慰安婦」を徴集した。言い換えれば、選択肢が限りなく狭められているなかで現状からの脱却を願う女性たちの主体的な努力が巧みに利用された。

ところで、近年、娼妓や芸妓たちの「主体性」に注目する研究が成果をあげている〔藤目 一九九七、山家 二〇一五など〕。これらの研究は、これまでの研究が彼女たちを、国家に統制され、人々に差別されるだけの無力で受動的な存在として扱う傾向が強かつたとして批判し、集団逃走やストライキによって「待遇改善」を勝ち取った娼妓や芸妓たちの運動に注目した。先行研究の評価の妥当性には疑義もあるが〔小野沢 二〇一〇〕、当事者の主体的な営為に光を当てた点は重要である。

しかしながら、これらの研究は、前借金の慣行や周旋業者・貸座敷業者・買

春男性といった娼妓たちを搾取する主体についての分析を欠いたまま、性を売る女性たちの主体性に焦点化する傾向があるという点で問題がある。たしかに、廃業が困難な娼妓たちにとって「待遇改善」はきわめて切実で現実的な願いだつた。しかし、娼妓の主体性を強調するあまり、貸座敷業者や周旋業者が性買売から利益をあげる仕組みを後景化すべきではない。したがって、いま近代公娼制度研究に求められるのは、前借金の慣行や「家」制度的道徳、業者による人身拘束の実態といった搾取を隠蔽し、公娼制度を維持し続けた仕組みを具体的に解明したうえで、生き抜くために苦闘した彼女たちの主体的な営為の意味を明らかにすることである。

また、これまでの研究は、社会調査や警察関係の史料、廢娼運動の史料や新聞を用いておこなわれてきた。娼妓自身が書いた史料が乏しいなかで、娼妓自身の声は、これらの史料から推し量られてきた。それに対して、多数の娼妓・芸妓からの手紙を含む小原文書は、彼女たち自身が紡ぐ言葉や経験から、娼妓・芸妓の性と生の現実を明らかにできる可能性をもつ。

以上から本稿では、周旋業者に宛てた住み替えを依頼する芸娼妓の手紙のうち、もつともまとまって残存する娼妓初枝の手紙を中心に、以下の点を考察する⁽²⁾。第一章では、初枝の経歴を概略的に述べるとともに、初枝が稼業した石川県や富山県の娼妓稼業契約の特徴に言及する。第二章では、初枝の住み替え先である富山県婦負郡八尾町（現富山市）にあつた鏡町遊廓の歴史と特徴を検討する。以上をふまえて第三章では、初枝の手紙の分析を通して、娼妓たちを拘束していた前借金の慣行、「家」制度的な道徳、貸座敷業者や周旋業者による人身買売の実態といった社会的諸関係のなかで、娼妓の住み替えの「意思」や主体性はどのような意味をもっていたのかを考察したい。

本稿の内容を結論的に述べるならば、住み替えに希望を託し、現状よりも

「マシ」な境遇を求めて小原に手紙を書いた娼妓・芸妓たちの行動は、窮状を脱するために苦闘する彼女たちの主体的な努力であったといえよう。しかし同時に、周旋業者や貸座敷業者が、娼妓たちの主体的な努力を巧みに操ることで搾取の実態を隠蔽し、利益をあげていた点を見過ごすべきではないことが明らかとなるだろう。

ただし、本稿が分析の対象とするのは、娼妓たちが集団逃走やストライキによる「待遇改善」を求めるより少し前の時代である。だとすれば、どのようにして彼女たちは隠蔽された搾取の実態（「家」、前借金、業者への隷属といった性質に固有の搾取構造）を自覚し、集団逃走やストライキによって環境を変えようと行動をおこすに至ったのかを明らかにすることが今後の課題となるだろう。

第一章 娼妓初枝について——「芸妓紹介簿」から

本章では、おもに、小原トヨが記録していた「芸妓紹介簿」から、初枝の来歴について概要を述べる。紹介簿の作成は、一八九四年（明治二七）に制定された石川県の「芸妓及娼妓紹介人取締規則」（『石川県警察必携 下巻』一八九五年）で義務づけられていた。紹介簿には、抱主の住所・氏名・職業、娼妓・芸妓の住所・身分・氏名・生年月、前借金額や年率といった契約条件、紹介年月日および紹介料を記録することとされ、三年間保存しなければならなかった。また、定期的に警察の点検・指導を受けた。小原による「芸妓紹介簿」は、一九〇九年（明治四二）一月から一九一六年（大正五）二月までの八年にわたる紹介記録である。記載された娼妓・芸妓は、延べ人数では二八〇人（内訳は、娼妓一〇〇人、芸妓一七一人、不明九人）で、実数では一八五人となる。ここから、住み替えの事例が少なくないことがうかがえる。

初枝は、一八九三年（明治二六）一月二六日、金沢町の元士族であった母親ことのもとに生まれた（加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」）。一八歳になってまもない一九一一年（明治四四）四月五日、石川県鹿島郡七尾町常盤（尾廓、現七尾市）の貸座敷（楼主は佐波喜三郎）に抱えられ、娼妓となった。このとき、本籍は東京市と記載されていることから、経緯は不明であるものの、ある時点で一家は東京に居を移していたようである。また、初枝の保証人は母親で、続柄に「土族一誠妹」と記載されていることから、このときすでに父親はいなかったようだ。前借金は六五〇円、年率は三〇ヶ月（二年半）であった。

七尾町の貸座敷で初枝は、住み替えを決意して小原に手紙を書いた。はたして、一九一二年（明治四五）三月八日、初枝は年期中で富山県婦負郡八尾町（現富山市）の貸座敷（明光楼、楼主は荒木庄三）に住み替えることとなった。前借金は八五〇円に増え、年率も三八ヶ月（三年二ヶ月）追加された。住み替えてまもなく初枝は、ふたたび住み替えを望んで小原に手紙を書いた。何度か手紙を出し、少なくとも二回は住み替え先を紹介されたが実現せず、一九一五年（大正四）五月、八尾町で年明けを迎えた。二二歳になっていた。それから三ヶ月後の八月一五日、前借金四五〇円で、金沢市石坂町の貸座敷（楼主は新保トキ）に「自稼ぎ」の娼妓として抱えられた。年率は設定されなかった。

ここで、「自稼ぎ」と「無年期」について補足しておきたい。「芸妓紹介簿」には「摘要」という欄がある。摘要には、抱主と芸妓の経費の負担割合が記載された。それには4種類あった。すなわち、抱主の負担が大きい順に①諸経費（衣服・税金・食料・諸入費）はすべて抱主が負担する場合、②「通常衣服」のみ本人が負担し、「出衣裳」を含むその他の経費を抱主の負担とする場合、③「衣服」は本人が負担し、残りの経費を抱主の負担とする場合、④自稼ぎである。自稼ぎの場合の負担割合は具体的には記載されていないが、諸経

費をすべて本人が負担すると考えてよいだろう。

「芸娼妓紹介簿」によれば、①は、一〇代以下の芸妓が大半を占める。全体の四割が②で、とくに娼妓の場合は六五%が②の契約である。③は、芸妓の割合が高い。④自稼ぎは全体の一四%で、娼妓・芸妓とも同じくらいいた。

「摘要」をみる限り、自稼ぎ以外では、税金・食料・諸入費といった諸経費の多くが抱主の負担とされており、芸娼妓に有利な契約であったように思われるかもしれない。しかしながら、石川県や富山県は、年期中、芸娼妓と貸座敷業者（抱主）のあいだで所得の配分をおこなわずすべて業者の所得とし、年期の満了によってのみ前借金を完済したとみなす慣行であった「内務省警保局一九三二 a b」⁽⁴⁾。これを「年期制」という。「約定の年期を勤め通せば解放される」「草間 一九九二」が、逆に言うと、年期を勤め終えなければ廃業できなかった。また、娼妓の稼高がすべて貸座敷業者の所得になるとすれば、日々の小遣いや親への送金は客の祝儀だけが頼みであったために追借金をかさねざるを得ない。とくに、①をのぞけば諸経費のうち衣服の購入が本人の負担とされている点は見過ごせない。齊藤俊江が分析した飯田遊廓の「計算帳」では、衣服にかける費用は娼妓の支出総額の約三割を占めていた「齊藤 二〇一四」。初枝が、八尾町で年期明けを迎えたのち、さらに石坂遊廓で娼妓に身売りしなければならなかったのは追借金のためだと考えられる。年期明けは必ずしも廃業を意味しなかったと言える。

自稼ぎには、年期が設定される場合と設定されない場合があった。自稼ぎという言葉の響きから、自由に廃業できるような契約ととられかねないが、前者は、先に書いたように年期中に所得配分をおこなわず、年期満了によって前借金を返済したとみなす慣行のため、年期を終えるまでは廃業できなかったと考えられる。後者は、借金返済が済めば廃業できるという「カセギヌケ」だと考

えておきたい「草間 一九九二」。「カセギヌケ」の場合、多くの客がつけば前借金を早く返して廃業できる可能性があったが、客がつかなければなかなか借金が返せず、廃業の目処がたたなかった。「芸娼妓紹介簿」では、自稼ぎの娼妓一五人のうち、四人が「無年期」であった。そのうちの一人が初枝である。

初枝には、姉と妹がいたが、いずれも身売りさせられていた。姉妹は何度か住み替えているようだが、そのうち小原が周旋したものは、「芸娼妓紹介簿」から分かる。姉の登美枝は、一九二二年（大正元）一月二日、二四歳のとき金沢市石坂町の貸座敷（抱主山島くめ）に抱えられた。自稼ぎの芸妓として、前借金四〇〇円、年期二四ヶ月の契約であった。妹の音羽は、一九一五年（大正四）四月、一六歳で石川県鹿島郡七尾町常盤（尾廓）の貸座敷に芸妓として抱えられた。音羽の前借金一一五〇円は、「芸娼妓紹介簿」では最高額である。年期は四三ヶ月であった。一九一四年（大正三）一〇月の初枝の手紙は、音羽が小原トヨとは別の周旋業者によって石川県石川郡松任町（辰巳遊廓、現白山市）に住み替えたことにもふれている。音羽は、一五歳以前にすでに身売りをしていたようである。背景に、稼ぎ主である父親を失った一家の経済的困窮が推察される。

第二章 八尾町と鏡町遊廓

じつは、本稿で分析する二九通の初枝の手紙はすべて年代が記されていない。そのため筆者は、内容からできるかぎり年代を比定することに努めた。その結果、手紙の大半が八尾町で書かれたと推定できた。そこで本章では、第三章の分析の前提として、初枝が住み替えた先である八尾町と鏡町遊廓について述べる。

八尾町は、富山市街地から南西に約一五キロの山間部に位置する小都市で、

山々と川（井田川・別荘川）にかこまれた谷あいにある。戦国期の門前町に起源をもち、江戸時代には富山と飛騨高山を結ぶ市場町・宿場町として発展した。また周辺村落で生産される蚕種と和紙を交易し、富山藩の経済的基盤を支えた。八尾町のうち鏡町が貸座敷免許地に指定されたのは、一八九九年（明治三二）のことである（一八九九年県令五〇号「貸座敷娼妓取締規則追加」〔富山県報〕）。じっさいに貸座敷が置かれたのは、鏡町のうちでも「新建」と呼ばれる明治期に造成された地区であった（図1）「鏡町公民館建設委員会記念誌編集部会 二〇〇五」。

鏡町公民館建設委員会記念誌編集部会編『八尾町鏡町公民館建築記念誌 鏡町のあゆみ』「鏡町公民館建設委員会記念誌編集部会 二〇〇五」は、郷土新聞「八尾のかたりべ」九六号（一九八四年発行）を引用し、昭和のはじめごろ、鏡町遊廓の主な客は、生糸や和紙、木炭などの取引のため八尾を訪れた遠方の商人たちや、彼らを接待する製糸工場主、生糸問屋、和紙問屋、木炭問屋の主人や若旦那たち、酒、醬油、味噌、醸造の旧家の旦那たちであったと述べている。彼らは、まず、まちなかの料亭で宴会を催したあと、楼を訪れた。楼では、「お座敷で一騒ぎした後、好き同志の芸妓と二人で二階の四畳半にしけ込んで」性的な接待を受けた。また、八尾町は、民謡「オワラ節」で有名であるが、謡曲の練習の帰り道などに若者同士で「乗り込む」こともあった。そうした場合若者を相手にしたのは、売れ残った（お茶を引いた）芸者であったという。

「富山県統計書」によれば、一九二二年（明治四五）時点で、八尾町には貸座敷が五軒、娼妓は一〇人、芸妓が四二人だった（表1）。遊客数は四二一五人、遊興額は六一二七円余である。県内全体からみれば遊客数や遊興額は決して大きくはないが、一人あたりの平均遊興費は、県内で三番目に高いことに

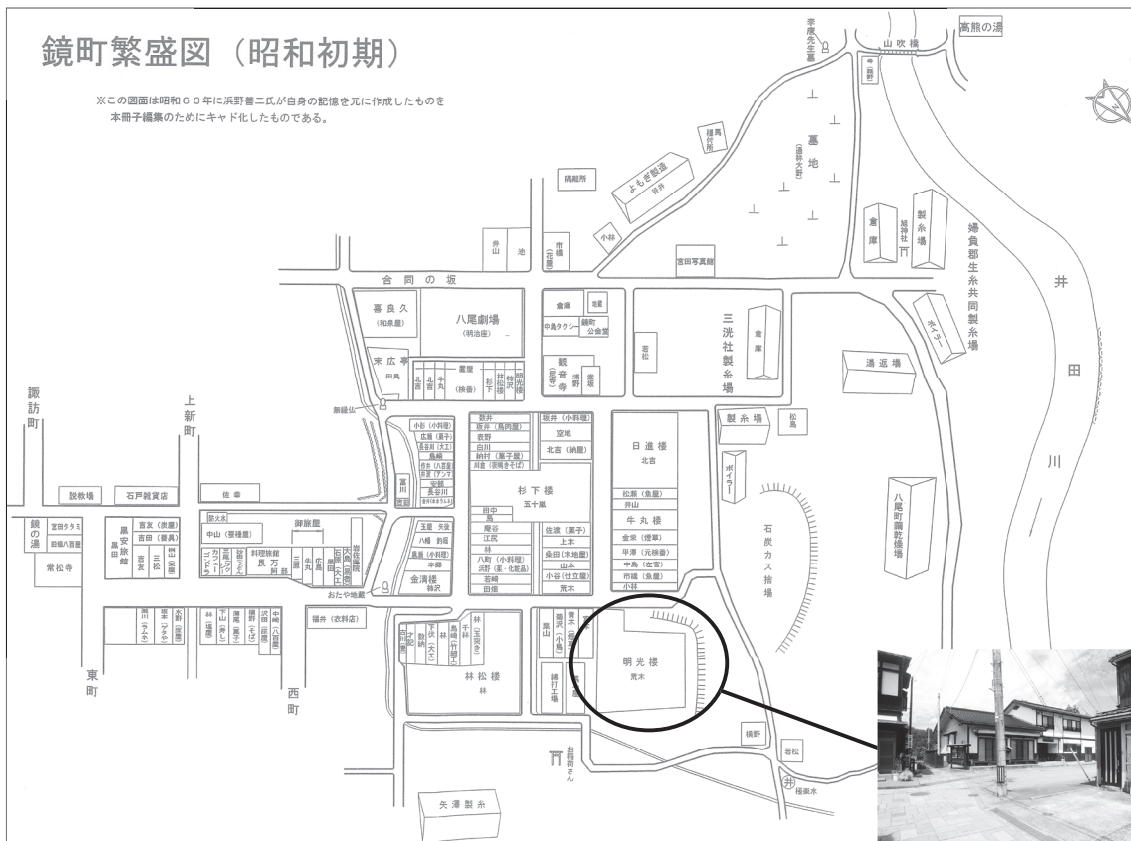


図1 昭和初期の鏡町と明光楼跡（「鏡町繁盛図（昭和初期）」〔鏡町公民館建設委員会記念誌編集部会 2005〕に加筆）

▲旧明光楼跡。現在は鏡町公民館が立つ（2021年8月21日、筆者撮影）。

特徴がみられる。上層の商人たちがおもな遊客であったことが影響しているのかもしれない。

昭和期になると鏡町遊廓は大きな変化をむかえた。「富山県統計書」によれば、一九二七年（昭和二）以降娼妓数はゼロとなり、一九二九年（昭和四）には貸座敷も消滅する。以降、貸座敷は料亭に看板をかけかえ、芸妓を抱えて営業を継続したと考えられる。同年、芸妓数は三一人で、遊客人員はこれまでで最も多い一万二九六〇人を記録し、遊興額も五万四七二円にのぼった。これは、ちょうど「オワラ節」が再興される時期に重なる。

「芸妓紹介簿」によれば、初枝が住み替えた明光楼の楼主（抱主）は、荒木庄三といった。昭和期に明光楼の楼主となった荒木健三は、町会議員や学務委員、八尾町農会長を歴任し、一九二七年に新築された検番や八尾劇場（芝居小屋、明治座とも呼ばれていたが、同年の建て替えで八尾劇場に改称）などの土地を所有する地域の有力者であった。「オワラ節」の再興にも尽力し、抱えの芸妓を踊りの指導にあたらせるなどした。しかし、アジア太平洋戦争中に経営不振におちいったのか明光楼は取り壊され、土地は戦後、八尾町に譲渡された。その後、八尾警察署官舎、町営住宅に利用され、現在は鏡町公民館となっている。「八尾町役場 一九三六、鏡町公民館建設委員会記念誌編集部会 二〇〇五」。

第三章 娼妓初枝の手紙から

本章では、初枝の手紙を分析し、住み替えをめぐる起きた出来事をできるかぎり復元する。そこから、娼妓が住み替えを望む背景にある、「家」制度的な道徳、前借金や追借金の問題、娼妓と貸座敷業者および周旋業者のあいだの権力関係などを初枝の心性にも注目しながら考察したい。

表1 富山県内貸座敷数・娼妓数・芸妓数・遊客数・遊興額一覧（1912年）

貸座敷免許地	貸座敷	娼妓	芸妓	遊客 (a)	遊興額 (b)	遊興費一人あたり平均(b/a)
富山市清水町	49	125	135	47,098	54,571.590 (円)	1.16 (円)
上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬村	2	8	19	3,550	1,066.350	0.30
中新川郡滑川町大字常盤町	11	32	27	10,116	12,232.195	1.21
下新川郡魚津町大字馬場	29	29	41	10,616	26,820.715	2.53
下新川郡魚津町大字鴨川町	24	26	29	9,847	26,899.650	2.73
下新川郡泊町大字沼保村	7	15	56	4,406	5,126.570	1.16
婦負郡八尾町大字鏡町	5	10	42	4,215	6,127.755	1.45
射水郡掛開発村大字掛開発	19	57	125	37,067	33,312.360	0.90
射水郡新湊町大字放生津町	21	31	24	17,067	14,943.660	0.88
射水郡伏木町大字玉川町	19	30	24	7,009	8,847.880	1.26
氷見郡氷見町大字本川町	23	48	60	22,034	16,457.055	0.75
東礪波郡出町大字杉木新村	23	29	43	29,473	32,543.680	1.10
東礪波郡井波町大字山見町	11	24	38	16,343	16,366.780	1.00
西礪波郡石動町大字福見村	16	32	67	23,841	15,952.650	0.67
西礪波郡福光村大字福光村	13	25	46	19,697	1,769.980	0.09
合計	272	521	776	267,379*	273,038.870	1.02

注「富山県統計書」（1912年）より作成。*計算はあわないが原史料のママとした。

一 兄の無心と住み替え

八尾町の明光楼に住み替えた直後の一九二二年（明治四五）四月、初枝は、姉・登美枝からの手紙で兄・一誠が金沢にきて小原の二階に居候していると聞かされた（30-1-9）。登美枝は初枝に、兄のために五〇円を用立ててくれないかと云って来た。しかし、「八尾は今しをばいひがひまで」どうしようもない状況にあり、楼主に気兼ねしながら毎日を過ごしている初枝に、新たな借金を申し込むことはとてもできなかった。もし、五〇円を捻出できるとすればそれは住み替えることであるが、住み替えたばかりでまた住み替えると「誠に大きなしやつきん」となる。それでも初枝は、「私がほしいきもの一枚せんと」無心に来た兄の使いにわずかな金銭をもたせて帰したようだ（30-1-9）。にもかかわらず一誠は、さらに金を無心した。そもそも、七尾町から八尾町に住み替えた理由は、兄の無心にこたえるためだった（20-4）。情けなさ身勝手な兄への憤りでいっぱい初枝は、小原への手紙にその思いをぶつけた。

（前略）私はそんなこと（借金の申込み——人見、以下同）を主人様にむかつてそんなことがいにくくてなりません、良策さん（兄の使いカ）のほーいおこつてやりました、そのために金をわずかでもやつたのに、又もこんなことゆはれるから、私しにたくありません、又金沢へなにしたのかすこしもはかりません、とこからどこまで皆にしんばいかけのやら、誠にはらがたちます、私でもかいしヨウがあればどりだけでも金はあげますけれど、おかさんも御存じのとにかいしヨウがありません、しやうきんはかりふやすと、しまいにどんことなるかとおもってしんばいしております、こんな手紙きてから、私はなきどーししております（後略）

（一九二二年（推定）四月二六日付、30-1-7）

けつきよく初枝は楼主に借金の申込みをするが、断られた（33-5）。初枝はその旨を手紙に書き、小原から兄に伝えてくれるよう頼んだ（一九二二年（推定）四月二八日付、33-5）。ここで注意しておきたいことは、初枝が兄に直接伝えず、小原に伝言を依頼していることである。初枝と兄のあいだの無心をめぐる問題は、周旋業とは直接関係がない。しかし初枝の手紙からは、小原は周旋業者としての役割以上に初枝の家族の（金銭）問題に立ち入り、初枝はそれをむしる頼みにしているようすがうかがえる。

二 住み替えの決意と理由

「誠に大きなしやつきん」となるため住み替えを躊躇していた初枝が、小原に住み替えを依頼する手紙を再三出すようになるのは、一九二二年（大正元）八月ごろからである。初枝が「こんどはお金いくらそんしてもかはります」（33-1）と思うようになったのはなぜか。次にみる初枝の手紙は、少し長いが初枝が住み替えを望む理由がよく分かるため、全文を引用する。

（前欠）私もしんほしておりたいとおもいますけれど、やまはかりでこんなところにおつてもだめですゆへ、おきくさんのあまりきたないとこでよはります、私も明光楼のおかさんやだんなさんらを見ると、どんりつばなとこかとおもいますけれど、きてみればこんなとこですゆへ、びつくりしました、おきくさんをしばらねはならんし、私らはおられませんが、私といしヨウにきた人ともゆかれるのです、なか／＼しよばいのきたないところ、こんどはとこかひろみせはして下され、なんでこんとこいきたやうら、誠にうんがわるくつてこまります、どーせ昌妓ですからこんなせまいとこにおらんと、ひろいとこいききます、明光楼いくる時のきめは月に

かみ(紙)二そくと、かみ(髪結)うちんとでるはずですね、すこしもでませんから
 こず(小遣い)かいにこまります、お金のふじ(不自由)ゆうなことはお話になりません、まだ
 きてからやす(休み)み一日してくれませんが、なか(お客)くさんがたくさんあり
 ますけれど、それとおも(思)は(わ)ないうちです、なか(お客)くさんがたくさんあり
 ね、富山県がひ(評判)ょうはんの明光楼のば(ママ)ばとうさがたかいうちですね、やか
 ましい人とゆうたら、私らは毎日ちいさくなつております、その上まだ
(仲居)なか(居)いさんのなか(悪者)くはるものがおりまして、皆さんのことないことある
 ことは(悪口)はるくちゆう人とがありますし、なか(お客)くきてみね(ぼ)はわかりません、
 こんなことゆうてもうそだとおもつて下されるな、あなた様も姉上様のと
 こい(心)ゆきまして、そうゆうて下され、私もか(替)はることは一ばんいやです
 けれど、お金はたくさんいるし、人にははづかしいし、ほんとに(嬢)いやです
 けれども、これもしかだ(仕方)がありません、東京からきたらちよ(ちよつと)とおしらせ下
 され、まつております、またあとよりくわしく申す、先は御身大切に
 八月

十六日

初枝

おかさん

(一九二二年(推定) 八月一六日付、63-13)

八尾町に住み替えるとき初枝は、明光楼の「おかさんやだんなさんら」をみ
 て、どんな立派なところかと期待した。しかし、期待はまもなく失望に変わっ
 た。その理由を具体的に検討しよう。

まず、明光楼は「お(お)き(客)く(客)さんのあまりきたないところ」であるという。客筋が
 よくないということであろうか。初枝は、七尾町で小原に住み替えを依頼した
 さい(お)、「お(お)き(客)く(客)さんのうちを一(お)ば(お)んだいぢです」(19-2)と念を押すように

訴えていた。しかし、小原に紹介された住み替え先の明光楼は、「あまりよい
 お(お)き(客)やく(客)さんおいでません」(20-7)ところで、初枝は消沈した。

しかも、「お(お)き(客)く(客)さんをしばらくねはならん」かったことが、初枝をさらに苦
 じめた。客を「しばらく」の意味は不明であるが、明光楼は「なか(お)く(客)く(客)しよ(前売)ばい
 のきたないところ」だとも述べられており、娼妓に大きな負担を強いる稼業のや
 り方が苦痛であったと考えられる。

また、「や(お)ま(お)はかりでこんなところにおつてもだめ」で「どこかひろ(世話)みをせわ
 して欲しいという。「やま」の正確な用法は不明であるが、文字通りに解せば、
 先述のとおり鏡町遊廓が山間部に位置する遊廓であることを意味するのもかもし
 れない。あるいは、「田舎風の抜けていないこと」を「山出」というが(『日本
 国語大辞典』など)、田舎や地方の意味で使われた可能性もある。

なぜ、「せ(お)まいとこ」ではなく「ひろいとこ」に行きたいのか。それは、「お
 金はたくさんいる」からである。明光楼に抱えられている限り、「お金の
(不自由)ふじゆうなことはお話に」ならない(ただし、「ひろみ」に住み替えさえすれ
 ば、お金に不自由することがなくなるかといえそうではないだろう)。「富山
 県統計書」の数値をみると廓全体の売上高は悪くなかったかもしれないが、初
 枝にとつてはそうではなかった。「こんなところにおつてもあたまがあがるみこ
 みはさらにありません」(20-7)として初枝は、展望がないことを憂えた。

このとき初枝はすでに着物を質に入れ、楼主からは兄のために二〇円を借り、
 さらに自分の小遣いとして一五円を追借金していた。初枝は、「も(持)ち(衣袋)いし(三)ヨウ」
 の契約であったため(前出「摘要」では③の契約)、着物をすべて自分で購入
 しなければならなかった。しかも、約束された紙代や髪結賃も支払われなかつ
 た。また、八尾町にきてから一〇日ほど入院したため、その費用も必要であつ
 た(42-2)。

しかし、楼主にはこれ以上の借金を断られた。返済に行き詰まった初枝が頼ったのは、小原だった。初枝は、小原に二〇円の借金を申し込んだ(96)。じつは、小原は、芸妓紹介業の傍ら、自身が紹介した芸妓やその家族に金を貸し、利子を受け取っていた(6)。

さらに、「おかさん」が「やかましい人」で初枝は毎日身の細る思いで過ごしているという。じつさい、「おかさん」の厳しさに耐えかねて住み替えを希望する芸妓は、初枝だけではなかった。小松遊廓(石川県能美郡小松町、現小松市)で稼業していたみゆきは、長年稼業を続けていく中で「つらい内」も「らくな内」も「くいもの(食、物)のわるい内」も経験し「ばんじ(万事)の事はなんともおはなしのないもの」となったが、「おかさんがいやな人」で耐えきれず「こらいぶくろ(わ)のわがきれましたゆへ」住み替えを希望したという(96)。初枝は、「おかさんのきびしいことはしとーり(ママ)がありませぬ」ために、「なんだか(からだ)がはる(悪い)いし、おも(思)うよう(に)なりませぬし、誠にこまつておりませぬ(204)」と体調にも支障をきたしていると訴えていた。抱主やその妻による虐待は、彼女たちに住み替えを決意させる大きな要因の一つであったと考えられる。

また、住み替えてから五ヶ月たつても休日是一日もなく、仲居が有ること無きこと悪口を触れ回るのも耐え難かった。興味深いのは、住み替えについて初枝は、「人にわはづかしい」と書いていることである。別の手紙でも「此の間きてこんなことゆうのは誠にはづかしいはなし(204)」と書いていた。

御手紙たしかに受取りました、つきましては、私もしんぼ(辛抱する)るくらいならば、こんなに申せぬのですから、どぞねがいます、そんとく(損得)にかはらんのので、私も七尾でたくさん(金)しやうきん(金)してきたことは、一日もわすれ

たことはありませんので、なり(辛抱)だけのことならしんぼ(辛抱)しておるのですけれど、とてもおられませんゆへ、どーあつてもかはり(替わり)たいのです、皆様にはずかしいため、いま(辛抱)でしんぼ(辛抱)しておりますのですゆへ、どーか(お登美さん)とおとみさん(姉・登美枝)に、そーゆうて下され、私がいま(替わる)かはる(替わる)のは、わが(我儘)ま(替わる)でかはる(替わる)のではありません、お金には(代えられませぬ)かいられませんとゆうて下され(後略)

(一九二二年(推定)、104)

初枝は、辛抱が足りないといふ非難されることを恐れていた。だからこそ、初枝は何度も手紙を書いた。自分の我儘で住み替えるのではないことを、理解してもらわなければならないからである。また、初枝は「私一人ではありません、うちの(お子達)おこた(お子達)みんなるのであります(96)」と書いている。娼妓・芸妓の創業・廃業状況(表2)を見ると、じつさい、八尾町は入れ替わりが激しい遊廓であったことがうかがえる。その背景に初枝が訴えるような劣悪な環境があつたのかもしれないが、みてきたように、初枝の苦痛の根底にあつたのは初枝の意に反して性買売を強いる近代公娼制度の仕組みそのものだったのだ、住み替えが事態を好転させる可能性は限りなく低かつたと考えられる。「私も今(題)昌妓(題)こけましたから、なんどきでも昌妓でゆきます、うちに(替わります)ないうてもかはり(替わります)ます(204)」という開き直りがかるうじて初枝を支えていた。

三 姉・登美枝の反対

住み替えの手続きをすすめるために小原は、東京にいる初枝の母親に連絡をとった。住み替えには親や親族の承諾が必要だったからである。しかし、母親は承諾しなかった。初枝は「おやの(親)いん(親)がきれても」住み替えると譲らなかつ

た(28)が、さらに姉・登美枝が強硬に反対した(16)。たいていの場合住み替えは、前借金と年増を増やすことになる。みすみす妹(娘)が苦しむことになる決断を見越すことはできなかったのだろう。

しかし初枝は納得できなかった。「毎日このほーとてに金をはらいしませんで、毎日くしやつきんとりがきて、私もまことにきのどくでなりませんし、かほむぎができません(16)」と書いたように、毎日借金取りが来て身の置き所がないことにはや耐えられなかったからである。自分の境遇を理解してくれようとしないうちに初枝は「あまりはくじよう」だと語り、ますます小原を頼みにするようになった。手紙には、八尾町にも周旋業者はいるが、周旋業者は小原以外に考えられないとわざわざ書き送っている。

(前略) ついては今度ごつやかいかけてすみませんが、私もどーかしてしんぼしておりたいとおもっておりましたけれど、だんくからだがつまってくるのでともおられませんか、どこかいやつて下され、さいくのごとで、あなた様にもいやではありませんヨウが、よろしくねがいます、こちらたくさんせはしてくれるところがありますけれど、あなた様にいまでせはしていただきましたから、ほかいはいやでありますから、つあなた様のところいゆうてよこすのですから、あしからずおもって下される、とてもお金にせまっておられません、(中略) こんどは東京へそーだんせんと、一誠さんのところで、はんしてもらふことになっておりますから、どーぞよろしくおたのみ申す(後略)

(一九一三年(推定)二月付、101)

初枝は、母親や姉に腹を立て、「東京いはだまっつかはる(36-12) こと」

表2 八尾町(鏡町遊廓)における貸座敷数・娼妓数・芸妓数の推移

年	貸座敷数	創業	廃業	娼妓数	創業	廃業	芸妓数	創業	廃業
1902	5	0	0	16	9	10	8	6	7
1903	6	1	0	16	9	9	20	13	9
1904	6	0	0	12	10	14	20	13	11
1905	6	0	0	15	11	8	12	11	19
1906	6	0	0	16	17	16	16	12	10
1907	6	0	0	12	7	11	21	21	16
1908	5	0	1	8	7	11	25	27	23
1909	4	0	1	9	9	8	31	22	16
1910	4	0	0	8	5	6	30	8	9
1911	5	1	0	10	3	1	39	10	1
1912	5	0	0	10	5	5	42	20	18
1913	5	1	1	6	2	6	48	28	21
1914	4	0	1	6	4	4	49	30	29
1915	4	0	0	9	6	3	56	38	31
1916	4	0	0	7	3	5	17	6	4
1917	4	0	0	7	1	1	17	10	10
1918	4	0	0	6	4	5	19	23	21
1919	4	0	0	6	8	8	24	28	23
1920	4	0	0	4	3	5	24	11	11

注)「富山県統計書」各年版より作成。芸妓数と創業・廃業の計算が合わない箇所があるが、原史料のママとした。

した。そして、兄・一誠の承諾をとりつけた。兄は相変わらず初枝に無心をつづけていたので(もろ止)、兄が初枝の住み替えに反対することはなかっただろう。

(前略)それにつき兄上さんからあまり大きなお金をゆうてきておりますけれど、あなた様もしつてのとおりどこにそんなにお金があるとおもっているのかしらんけれど、あまりへどいことゆうてきておりますから、きどくなからあなたから手紙でくはしくゆうてやつて下され、四、五月までまってくれとゆうてやつて下され、おたのみ申ます、

私くしもはらたつてなりませんけれど、こんな兄をもつたいんがだとおもつてこらいております、私の心もさつして下され、そんなわけでありますゆへ、どーかそーゆうてやつて下され、お話のことも四、五月までどーかおたのみ申ます、

兄さんのところはこちぎどーぜんにゆうてきておりますが、ほんとのこと(分かりますせん)が一ツもはかりませんゆへ、あなた様からもくわしくきいて、四、五月までまってくれとゆうてやつて下され、おたのみ申ます(後略)

(一九一三年一月(推定)、429止)

初枝は「こちぎどーぜん」の兄を恨めしく思いつつ、しかし、「こんな兄をもつたいんがだ」と観念し、兄の無心にこたえるために住み替えの決意をますます固くするのだった。

四 福岡町への住み替え

小原が初枝に住み替え先として福岡町(富山県西礪波郡、現高岡市)の料理

屋を提案したのは、一九一三年(大正二)二月ごろのことと思われる。手紙を受け取った初枝は、喜びを隠せなかったが同時に落胆した。二月は八尾の正月で書き入れ時だった。初枝は、明光楼に「ぎり」があり、正月に住み替えることは「あんまりはくじヨウ」だから、しばらく待つてくれるよう小原に手紙を書いた。初枝は日頃から楼主に「どーあつてもおつてくれ」(もろ)と言われていたから、楼主の頼みを断れなかったのかもしれない。

御手紙たしかにつきました、いろくどごやつかいおかけ申ましてかんにんして下され、ついでには私も一日も早くゆきたいのはやまくなれど、あなた様もしつてのとおり八尾の正月がきましたし、正月めかけてゆくはけにもゆかず、ぎりがありますから、あんまりはくじヨウなこととしてはすまんとおもいますから、きのどくなから十五、六日までまつはけにはいきませんか、いかがやら、私もこんなに早くきまるとはおもいませんんだ、どーして三、四月ごろでなけねはきまらんとおもつておりましたところ、手紙きましておどろきました、私には誠にうれしいですけれど、なにゆうても正月めかけてはいかれませんゆへ、どーか正月すんままでまつて下され、おたのみ申ます(後略)

(一九一三年二月(推定)、36-12)

けつきよく、このときの住み替えは実現しなかった。このころ借金は、質に三〇円ほど、「こまかいしやうきん」(売掛金)が二〇円ばかり、そのほかに楼主に六〇円ほどあり、合計一〇〇円ほどになっていた(426)。

五 姉登美枝と初枝

次に小原が初枝に提案した住み替え先は、福井の貸座敷だった。初枝は兄の承諾だけで住み替えようとしたが、母親の承諾はどうしても必要だった。「おとみさんにけしてそーだんなんかして下されるな」(36-11)と念を押したが、はたして姉・登美枝は初枝の住み替えに強く反対した。登美枝が反対したためか、母親も承諾しなかったようである。

そんな登美枝のもとに兄が無心に訪れたとき、登美枝は会おうとしなかった。初枝は姉を「はくじヨウな人」だと責め、呆れてみせた。初枝は、姉にすげなくされた兄に二〇円を用立てた。また、初枝が「わずか三円のお金をかしてくれ」と頼んだとき姉は返事もしてくれなかった(42-8)。初枝は、薄情な姉に自分の住み替えをとやかく言われる筋合いはないと憤り、小原に住み替えの話すすめてほしいと書き送った。

八尾町に住み替えて一年経ったころ、初枝の追借金は、さらに増えて一三〇円ほどになっていた(42-3)。「これでいらんものはかはんよー^(買わないように)にしておるのですけれど、どーしてもしやうきん^(借金)つきます」と初枝は嘆いた。そんなとき初枝は、これは「私人^(個人)ではありません、だれでもこのとーりです」と、理不尽な目にあっているのは自分ひとりではないと考えることで自身を納得させていた。

そうした初枝にとつて住み替えは唯一の希望であった。その望みをかなえてくれるのは周旋業者しかなかった。外出を制限され貸座敷のなかで性を売るところを強いられていた彼女たちが住み替えをしようとするれば、周旋業者に頼るか手段はなかったからである。

他方で、姉・登美枝に対しては、「これもみんなおとみさんがはるのです、おとみさんのくちし^(くち)とつでこんなめにあります」(23-4)と恨み言を書き、住

み替えを認めようとしぬ姉のために苦痛を強いられると考えていた。住み替えに反対し、兄に「はくじヨウ^(薄情)」な仕打ちをする姉よりも、自分の望みをかなえてくれようとする小原のほうが初枝にはよっぽど親身に感じられたはずである。

六 福井への住み替え

しかし、福井の貸座敷への住み替えも実現しなかった。というのも、初枝自身福井への住み替えを断わったからである。次にみるのは、福井の貸座敷への住み替えを提案された初枝が小原に書いた返事である。

先達も御手紙下され誠にありがとう、就て皆々様にはお変わりも有りませぬか、私事もそくさい^(息災)で居ります、就て手紙の事もわかりましたけれど、あのおきく^(お客)さんにきいたら、福井のほーは店つきでおきく^(お客)をしばるところだそうなし、そんなところなら私もいやで、いくらかはりたいとおもつてもそんなところだけはいやですよ、それも人の口ですから、くはしく^(詳しく)かせくだされ、あまりひどいところならはいやですよ、どーぞそのつもりでたのみます、私は富山のほーい^(い)ゆきたいとおもつて居りますのですから、あまりひどいところはかん^(堪)にん^(忍)してくだされ、なり^(な)だけなら芸妓でいこーとおもつて居るのですけれど、そんなじうぶん^(十分)(富山の方言でわがままの意)『日本方言大辞典』「十分」項)なことゆうてもだめだとおもつて居りますからいません^(言いません)、福井も店つきときいておどろきました、私もいくらうちう^(落ちぶれても)れてもそんなところだけはいやですからよろしくたのみます、しやきん^(借金)はみんなで二百五十拾円ほどあります、たくさんしやきん^(借金)しました、これまだつ^(使)ま^(使)して居るのだけれど、これだけできます、なにとぞくは

しくおきかせくだされ、たのみます、此の手紙(書き次第)つくしだい返事きかせ下され、たのみます(後略)

(一九一三年(推定) 一月一七日付、201)

小原からの手紙を読んだ初枝は、福井の貸座敷について買春男性に相談したようだ。買春男性は初枝に、福井は「店つきでお(お客)きくをしはるところ」だと言った。「店つき」の意味は不明だが、それを聞いた初枝は、いくら住み替えたくても「そんなところだけはいや」だと思った。初枝は、芸妓ではなく娼妓でいることがより惨めだと思っていた。「こんどはなりだけなら芸妓でやってほしい」(102)とも思っていた。しかし、いまさらそんなわがままは言えない。それでも初枝は、悔しさをにじませながらどんなに惨めでも我慢できないことがあると訴えた。そして、富山の貸座敷(東新地力)に行きたいという希望を伝えた。借金は、二五〇円に膨らんでいた。

七 住み替えと娼妓の「意思」

じつは、住み替えを望む芸妓たちが自身の要望を具体的に小原に伝える例はほかにもみられる。たとえば、石川県鳳至郡輪島町(現輪島市)出身のいのは、松任町(石川県石川郡の辰巳遊廓)は身体に負担が大きいので嫌だとい、高浜(石川県羽咋郡)は出身地の輪島にあまりに近いので行きたくなく、福岡(富山県西礪波郡)ならば営業時間も短くて済むとして、具体的な店まで指定して希望を伝えた。次の史料は、いのが福岡への住み替えを希望して小原に宛てた手紙である。

拝啓、只今御手紙被下、(有難く)ありかたく、正二拝見致しました、御手紙二よれ

ば、高浜か松任(松)かよきとの事に候へ共、松任は余り(床カ)とこのはゲしいところ、又みづもなく、よるもを(遅く)ろくなりまずで、いやであります、又高浜は輪島から余り近くて行き度くありません、福岡なれば、時間も十二時か一時までにすみまするし、行き度くありますから、福岡へ御世話致し被下、福岡に一本松とか云ふ家があります、又橋本のとなり(牛)に牛屋がありますから、此二間へ(間)どちらでも御世話被下度たのみます(後略)

(一九一二年(推定) 九月一八日付、3541)

このように、彼女たちは、住み替えの希望を周旋業者に伝えるだけでなく、ときにはきわめて具体的に住み替え先の斡旋を依頼することもあった。なお、松任町については、初枝もまた、「ま(松任)うとうや小松は、私らはとてもつとめられません」(102)と書いている。松任町(辰巳遊廓)が彼女たちにとって負担の大きい遊廓であることはよく知られていたようだ。住み替えを望む芸妓たちのあいだで遊廓の状況について情報を交換し合うようなことがあったのかもしれない。では、彼女たちの希望はかなえられたのだろうか。

「芸妓紹介簿」によると、このとき小原がいに紹介したのは、この手紙には書かれていない石川郡美川町(南廓、現白山市)の貸座敷であった。小原は、福岡町の料理屋をいくつか取引先にもつていたが、ま(松任)とまらなかつたのかそもそも検討されなかつたのかは不明である。その後、いのは、一九一三年(大正二)から一九一四年の短期間に三回住み替えをし、この手紙では拒んでいた松任や高浜の貸座敷や料理屋に抱えられることとなった。

みておかなければならないのは、住み替え先は娼妓や芸妓たちの意向だけでは決められないことである。当然のことだが、業者側に利益がなければ住み替えは困難となる。すなわち、女性の容貌や年齢、前借金額の高低、年期の長

さ、所得配分、芸妓であるなら技芸の巧拙などの諸条件が折り合わなければ住み替えはできない「草間 一九九二」。むしろ優先されたのは、芸妓の希望よりも業者の利益であったろう。⁽⁸⁾

初枝の場合どうか。福井への住み替えが実現しなかったのは、初枝がそれを拒んだからである。業者の言いなりではなく、買春男性や朋輩から情報を得て、望まない住み替え先を拒否した初枝の行動は、生き抜くための娼妓の主体的な営為として意味づけられるだろう。

しかし、これを、初枝と小原のあいだの対等な交渉の結果とみるべきではない。見過ごせないのは、小原はどうやら住み替え先（たとえば福井の貸座敷というように）は伝えているものの、その貸座敷がどのような待遇であるのかは伝えておらず、「店つき」だとか「おきく^(お客)をしぼる」であるとか肝心な情報を初枝が買春男性から得ているという点である。先に見たように、初枝が住み替えを強く望んだ理由のひとつは、明光楼が「おきく^(お客)をしぼらねばならん」⁽⁹³⁻¹³⁾ からであった。にもかかわらず小原は、「おきくをしぼる」福井の貸座敷を提案した。たしかに、小原が福井の貸座敷の実態を承知していなかった可能性は考えられる。しかしながら、「芸妓紹介簿」には、初枝を周旋する以前に、福井の貸座敷への紹介実績が少なくとも五件ある。これをふまえれば、小原は実態を十分に知りうる立場にありながら不利な情報を隠して斡旋しようとした可能性が考えられる。

八 娼妓と周旋業者の関係

一九一四年（大正三）四月ごろと思われる手紙で初枝は、八尾町で年明けまで稼業を続ける決心を小原に伝えた（185）。もちろん、事態が好転したからではない。それどころか、これからみるように状況はむしろ悪化していた。

一九一四年一〇月ごろの手紙には、「こちらいきてからとゆものは、いまだうん^(遊)のよいことも一度なく、毎日ないて勤めておる」⁽⁴³⁷⁻²⁾と書いている。年明け（一九一五年（大正四）五月）まで一年ほどとなったため、住み替えを諦めたのかもしれない。

一九一四年（大正三）八月一三日から翌一四日未明にかけての暴風雨は、八尾町に大きな被害を与えた。死者は一六七人に上った「続八尾町史編纂委員会 一九七三」。明光楼には直接の被害はなかったようだが、遊廓は不景気となった。表3によれば、一九一四年は遊客数も遊興額も落ち込んだ。

以前は初枝を引き留めていた楼主も、嫌ならいつ住み替えてもらってもかまわないと放言するようになった。初枝は、「そのため皆がどー^(どう)すればいいやら、毎日^(一)とかたの心配であります、なにゆうても此の頃たくさん子供^(遊んで)（娼妓）があすんで居るので、き^(気の毒)のどなことは申におよびませんけれど、私もどーもこーもできん」⁽⁴¹⁻¹⁾と、不安でやりきれない日々を過ごしていた。その間も初枝の借金は膨らみ続けた。八尾町では九月が決算期だが、「太物や小間物屋たくさん^(借金)のしやきん^(気)」があるにもかかわらず支払いの目処はたつてい

表3 八尾町（鏡町遊廓）における遊客数・遊興額の推移

年	遊客人員	遊興額
1902	6,172	7,747.78 (円)
1903	6,492	6,998.53
1904	8,113	6,595.28
1905	7,349	7,126.03
1906	6,821	7,345.51
1907	8,684	8,094.16
1908	7,549	7,249.89
1909	6,108	6,622.21
1910	5,423	6,473.17
1911	5,447	7,974.81
1912	4,215	6,127.76
1913	4,176	7,563.38
1914	3,844	5,857.56
1915	3,861	4,635.90
1916	3,884	5,141.79
1917	5,199	7,494.08
1918	6,340	7,726.00
1919	6,115	11,614.00
1920	5,455	13,203.00

注)「富山県統計書」各年版より作成。

なかった。着物のほとんどはすでに質入れしてしまっていたし、楼主はいくら頼んでも追借金にに応じてくれなかったからである。

困った初枝は、妹の音羽に二〇円の借金を申し込んだ(4376)。音羽は、自分が住み替えをして一〇円を送ると言ってきたが、その後音信が途絶えた。初枝は、音羽は「はくじヨウ」だと妹の不実を詰った。住み替えが、前借金や年期を増し、自らを苦しめることは初枝自身がよく分かっていることだった。初枝は、妹の苦境を想像できないほど追い詰められていた。

一九一四年一〇月ごろ、音羽が松任町に住み替えたことは先に述べたとおりであるが、初枝はそれを小原を介して知ることとなった。音羽が初枝に伝えなかつたのは、初枝の無心を警戒したためかもしれない。家族や姉妹への恨みがましい気持ちを抱く初枝は、小原への依存を強めていった。

(前欠) 八尾も水かへいてから、しばいがひまでどーもなりません、私もしちがたくさんあるためにこまつて居ります、主人様へはともきのごくでゆはれずして、内へたのんだだけどきいてもくれず、ほんとはくじな人からです、こんども妹がかはつても私のとこいは今だにしらしてきません、そんな人らですから、ゆはしとおいて下され、私からおかしい致しませから、かならず心配して下されるな、あなた様のおんは一日もはれません、私も(年期が残り)一年ほどになりました、これから又あなた様のやつかいになつていかねはなりません、かならず心配して下されるな、妹は松任へなん年ほどいきましたかごぞんじ有りませんか、いつごろかはつていききましたか、きのどくながらはがきで一寸おしらせ下、たのみます(後略)

(一九一四年(推定)一〇月一六日、4374)

手紙には「私からおかしい致します」と書かれていることから、音羽が小原の借金を踏み倒すなどのことがあったのかもしれない。別の手紙でも「あなた様のお金はかならず心配して下されるな、私がいちにかいしてもかならずおかしい致しますから、案事下されるな」と書き送っている(4372)。

さらに興味深いのは、初枝が、小原の「おんは一日もはれません」と書いていることである。初枝は小原に強い恩義を感じていた。初枝や姉妹が娼妓・芸妓に身売りしたのは、稼ぎ主である父親を失った一家の経済的困窮が背景にあると考えられた。初枝にとって小原は、姉妹を芸娼妓に斡旋し、ときには金を融通することで「家」や自身の危機を救ってくれたと映っていた。のみならず、兄を二階に住ませ、きょうだいや家族の問題に深く関わる小原をしきりと頼みにしていた。初枝が小原に抱いていた恩義は、「家」の犠牲となり前借金で拘束されて性を売らなければならないこと、「ほしいものもかはすに居りますけれど」(4375止)借金がかさんでいくといった搾取の仕組みを不当なものであると初枝自身が自覚することを困難にしただろう。

そもそも、明光楼を紹介し初枝を苦境に追いやったのは、小原である。しかし初枝は、明光楼へ住み替えたことを、「なんでこんとこいききたやら、誠にうんがわるくつてこまります」(4373)と、運が悪かつたと考えていた。初枝は、劣悪な待遇を嘆き、借金が膨らみ続けることへの不安を吐露し、理不尽な兄や薄情な姉妹に憤るが、紹介先が以前と同じかそれ以上に劣悪であったことで小原を責めなかつた。

小原について重要なことは、初枝が住み替えをしてもしなくても、小原は確実に利益を得ることができたであろうという点である。小原は、初枝の住み替えが実現すれば、紹介料を得ることができた。他方、みてきたように、所得の配分がおこなわれない「年期制」のもとで初枝が追借金を重ねなければならぬ

のは明らかだったので、小原は初枝が住み替えなくても初枝に金を貸し付けることで利益を見込めた。初枝が恩義を感じているかぎりにおいて小原は、こうした搾取の実態を隠蔽することができただろう。

先に述べたように、初枝はその後、金沢市石坂町の貸座敷に抱えられることとなった。八尾町での年期は終えたが、かさま続けた追借金までは返済できなかった可能性が高い。兄の無心も続いていたかもしれない。そのため、初枝は三たび娼妓に身売りしなければならなかったのである。

おわりに

これまでの分析から明らかとなった、初枝の住み替えをめぐる権力関係や社会的背景の特徴をまとめておく。みてきたように初枝は、劣悪な環境で性を売らされる現状を脱却するために住み替えを強く望んで周旋業者に手紙を書いた。その過程で、ときには、意に染まない住み替え先を拒否することもあった。ここに、より「マシ」な環境を目指して努力する初枝の主体的営為をみてとることは可能である。

しかし、このことで、娼妓である初枝が周旋業者の小原と対等に交渉できる立場にあったとみることはいできない。小原は業者にとって不利な情報を初枝に伝えなかったし、初枝の強い望みにもかかわらずきよく住み替えは実現しなかったからである。じつのところ、周旋業者や貸座敷業者に利益がなければ、住み替えはできなかつただろう。また、たとえ実現したとしても、芸娼妓にとつてみれば住み替えはしばしば前借金を増やし、年期を延長することとなった。しかも、(初枝が住み替えた鏡町遊廓がそうであったように)住み替えた先の環境が良くなる保証はなかった。業者に圧倒的に有利な状況のもとで初枝は、住み替えに望みをかけなければならなかつたのである。

初枝はまた、兄や楼主に過剰に同調していた。兄の身勝手には憤りながらも初枝がけつきよく兄の無心に応じたのは、「こんな兄をもつたいんがだ」という諦念からであった。むしろ、兄の無心に応じようとしないう姉を薄情だと責め、兄の要求にこたえるためにも住み替えを望んだ。住み替えを切望していたにもかかわらず、住み替え先を紹介されたのが書き入れ時の正月だったとき、初枝は、楼主への「義理」から正月に住み替えることは「あんまりはくじょう」だという理由であきらめた。

借金に対しては、「私人^(人)りではありません、だれでもこのとおりです」(42-㉔)と思うことで納得しようとしていた。年期中に所得の配分がおこなわれず、「いらんものはかわんよ^(買わないように)」にしておる」(43-㉔)にもかかわらず借金が膨らみ続ける搾取の仕組み自体に疑問を抱くことはなかった。つまり、初枝の苦痛の根底にあったのは近代公娼制度の仕組みそのものであったが、初枝は、住み替え先の環境が劣悪だったことを運のせいにし、十分に稼げないことを兄にも楼主にも申し訳なく思い、「かいし^(甲斐性)」がない自分を責めた。

住み替えにしか活路を見出だせない初枝は、ままならない境遇に留め置かれているのは住み替えに反対する母や姉のせいだとし、借金に依りてくれない姉妹に憤るうちに、味方は小原だけだと思いつまされていった。初枝を苦境に追いやり、初枝が稼業を続けることで確実に利益をあげていったのが小原だったが、初枝は小原に「恩義」を感じていたので、そのことで初枝が小原を責めることはなかった。むしろ、手紙からは初枝が小原への依存を深めていくようすがうかがえた。

以上のような意識を、当時の多くの芸娼妓たちが内面化していたとすれば、自由廃業をしたりストライキをおこしたりすることはきわめて困難であっただろう。自由廃業やストライキのためには、自身が搾取されたり不当な取り扱

を受けているという自覚がなければならぬからである。「家」や親兄弟のために自分が犠牲になる必要はなく、ましてや楼主や周旋業者に「義理」や「恩義」を感じる必要もなく、さらに、前借金の返済が困難な売上金配分をめぐる仕組みを不当であると認識する契機はいつ、どこで、どのようにして生まれるのだろうか。この点について、これまでの研究では、全国各地での労働者による争議の増加、ストライキ・サボタージュという手段の一般化、娼妓運動の高揚、あるいは、カフェー・バーなどの近代的な享楽産業の発展を背景とした遊廓の衰退やそれにもなう労働環境の悪化などの歴史的背景が指摘されてきた〔山家 二〇〇六〕。いずれも重要な論点であるが、「家」制度的な道徳を強く内面化し、前借金をともなう契約によって娼妓の自由が極度に制限されていた彼女たちが、それらを不当なものと認識するに至る過程は、彼女たちを拘束していた「家」や貸座敷業者、周旋業者、買春男性との複雑で非対称な諸関係を歴史具体的に明らかにすることでより深く理解できるのではないだろうか。

注

- (1) 小原トヨと芸娼妓紹介業についての詳細は別稿を準備中である。
- (2) 以下に引用する史料は、とくに断りがなく小原文書からのもので、番号が付されている場合は筆者による仮整理番号である。
- (3) 内務省警保局編『公娼と私娼』〔内務省警保局 一九三二a〕所収の金沢市の娼妓契約書には、「客席ノ着物」と「平生ノ着物」を業者と娼妓のどちらが負担するのかを書く欄がある。それぞれ「出衣裳」と「通常衣服」に対応すると考えられる。
- (4) 内務省警保局編『公娼と私娼』〔内務省警保局 一九三二b〕によれば、石川県・富山県と同様「年定期」とされるのは、滋賀県、京都府、奈良

県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県（一部を除く）、大分県である。前借金の精算方法は地域によって異なっており、今後一次史料を用いて実態を明らかにすることが望まれる。

- (5) 『全国遊廓案内』（一九三〇年）には、石川県・福井県・富山県では娼妓の数が年々減少し、芸妓の数が増えているが、これは芸妓の低価格化が進んだため「事実上に於ては娼妓と何等変る所は無い」とある。「芸娼妓紹介簿」では、住み替えで娼妓と芸妓を行き来する場合があります、両者の境界は曖昧であったことがうかがえる。

- (6) 小原文書には、芸娼妓からの受け取り利子などを書き上げた一九二二年（明治四五）一月～一九一八年（大正七）一月の「金銭入覚帳」（40）という史料がある。

- (7) 『芸娼妓紹介簿』では、福岡町の料理屋に合計一人の女性を紹介している。

- (8) 周旋業者がどのように芸娼妓の住み替えを斡旋したのかを具体的に明らかにすることは今後の課題としたい。

【参考文献一覽】

- 小野沢あかね 『近代日本社会と公娼制度——民衆史と国際関係史の視点から』吉川弘文館、二〇一〇年
- 小野沢あかね 「芸妓・娼妓・酌婦から見た戦時体制——日本人「慰安婦」問題とは何か」歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を／から考える』岩波書店、二〇一四年
- 小野沢あかね 「日本人「慰安婦」の徴集と近代公娼制度」「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクション・センター編（西野瑠美子・小野沢あかね責任編

集)『日本人「慰安婦」——愛国心と人身売買と』現代書館、二〇一五年
 鏡町公民館建設委員会記念誌編集部編『八尾町鏡町公民館建築記念誌 鏡町
 のあゆみ』二〇〇五年

草間八十雄「売られゆく女」『近代日本のどん底社会』明石書店、一九九二年

齊藤俊江「飯田遊廓と娼妓の生活」佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2

近世から近代へ』吉川弘文館、二〇一四年

続八尾町史編纂委員会編『続八尾町史』八尾町役場、一九七三年

中央職業紹介事務局「芸娼妓酌婦紹介業に関する調査」一九二六年(谷川健一

編『近代民衆の記録3 娼婦』新人物往来社、一九七一年所収)

内務省警保局編『公娼と私娼』内務省警保局、一九三二年a(国立国会図書館

蔵)

内務省警保局編『公娼と私娼』内務省警保局、一九三一年b(国立公文書館

蔵)

藤目ゆき『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法

体制へ』不二出版、一九九七年

村上信彦『明治女性史 上巻』理論社、一九六九年

八尾町役場『八尾町勢要覧』一九三六年

山家悠平「娼妓にとつての「解放」とは何か——一九三〇年代初頭、遊廓のス

トライキにみる解放のイメージ』『女性学年報』二七号、二〇〇六年

山家悠平『遊廓のストライキ——女性たちの二十世紀・序説』共和国、二〇一

五年

子)およびJSPS科学研究費19H01311(基盤研究(B))「一次史料
 に基づく近世〜近代日本の「遊廓社会」に関する総合的研究」研究代表者 佐
 賀朝)による研究成果の一部である。

〔付記2〕富山県令の調査にあたっては、「コロナ禍」のなか富山県公文書館に
 多大なご協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。

〔付記〕本稿は、JSPS科学研究費20K00970(基盤研究(C))「芸娼
 妓紹介業と娼妓・芸妓の性と生についての実証的研究」研究代表者 人見佐知